

令和8年3月2日

一般社団法人埼玉県物産観光協会

滞在時間延長型観光コンテンツ事業事務局運営業務委託に関する質問とその回答

実施要項項目	質問	回答
3. 参加資格・条件（3）	法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。とあるが、納税証明書の提出は必須事項か。 事業所が東京を所在とする場合においても、法人県民税の納税証明書の取得が必要か否か、ご教示ください。	・納税証明書の提出は必須ではございません。提出書類については、4（4）ウに記載の提出書類をご提出ください。
仕様書項目	質問	回答
5（1）公募に関する業務	公募を実施した結果、要件を満たす、あるいは海外市場に通用するポテンシャルを持つ応募がKPIである10件に満たなかった場合、受託者（事務局）自らが県内事業者へアプローチし、スカウトや個別発掘等を行って10件を確保する補完措置が求められるか、ご教示ください。	・本KPIについては10件程度となっており、10件を必須とするものではございません。ついては、要件を満たす応募数が10件に満たなかった場合は、その応募数の中より審査をいただくことを想定しており、受託者（事務局）自らが県内事業者へアプローチし、スカウトや個別発掘等を行うことは想定しておりません。
5（2）審査体制・審査運営に関する業務 ア 審査員候補をリストアップし、協会に提案すること。 ウ 審査員向けに応募書類の翻訳をすること。	審査員は米国・台湾ネイティブに限らず、その市場に精通した者を仕様書記載の観点でご提案するという認識で間違いないか。書類等翻訳を前提とされているため、想定をご教示ください。	・その認識で間違いございません。米国・台湾のネイティブを審査員に選任する場合には、書類等の翻訳業務を行っていただく想定です。
5（2）審査体制・審査運営に関する業務 （オ）（ウ）の現地	審査会はオンライン・対面いずれを想定されているか、また会場手配も受託者手配となるのか。それにより経費が大	・審査会は対面での実施を想定しております。（審査員が国外に居住している場合は審査会当日にオンライン接続で

令和8年3月2日

一般社団法人埼玉県物産観光協会

<p>視察に係る費用及び審査会を実施するために係る費用、審査員への報酬、交通費等の一切の経費は、受託者が負担すること。</p>	<p>大きく異なるため可能な範囲でご教示ください。</p> <p>また、審査員による現地視察はおおよそどのくらいの規模を想定されているか、視察必須の判断はどのように下されるか。それにより経費が大きくなるため可能な範囲でご教示ください。</p> <p>ここでいう「モデルコース」とは、OTA上で交通と宿泊・体験がセットになった「1つのパッケージ商品（あるいはダイナミックパッケージ）」として実際に予約・購入できる状態まで商品化することが求められているか。それとも、LP等のプロモーションにおいて「おすすめの周遊ルート（記事コンテンツ）」として紹介し、各パーツ（体験や宿泊）ごとにOTAへのリンクを設置する形でもよいか、ご教示ください。</p>	<p>も可とします。）を想定しております。会場手配については、弊会会議室をご使用いただくことを想定しているため、会場費用をご負担いただくことは想定しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・審査は原則として書面により実施いたします。現地視察につきましては、審査員からの要望があった場合に限り実施する予定としております。また、必要に応じて、審査員の要望に基づき追加ヒアリング等を実施いたします。</li><li>・1つのパッケージ商品としてではなく、LP等のプロモーションにおいて「おすすめの周遊ルート（記事コンテンツ）」として紹介し、各パーツ（体験や宿泊）ごとにOTAへのリンクを設置する」形を想定しております。</li></ul>
<p>5（4）選定コンテンツに係るランディングページの制作</p>	<p>LPを最終的に設置格納するサーバーは協会のサーバーということで間違いはないか、ご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・間違いありません。</li></ul>
<p>5（5）ファムツアーの実施</p>	<p>米国及び台湾のメディア（インフルエンサーを含む。）とは、自国からの招聘を想定しているか、日本国内在住者でも適切と判断されれば対象となるか、ご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本国内在住者でも適切と判断されれば対象となります。</li></ul>
<p>5（6）米国・台湾向けOTAサイトへの埼玉県特集ページの制作・掲載</p>	<p>特集ページの制作・掲載にあたっては、米国・台湾向け少なくとも1サイトはOTAサイトで実施するとして、もう1サイトが難しい場合は、代替</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特集ページの掲載にあたっては、OTAサイト内で実施することが望ましいですが、他に同等の効果が見込まれる、その他有効な手法がござ</li></ul>

令和8年3月2日

一般社団法人埼玉県物産観光協会

	案を提示するでも問題ないか。	いましたら、代替案をご提示いただくことも問題ございません。
5（6）米国・台湾向け OTA サイトへの埼玉県特集ページの制作・掲載	「OTA サイトへの埼玉県特集ページの制作・掲載」について Viator や Klook 等のメジャーな OTA サイトでは特集ページ等の対応は難しい認識だが、具体的な掲載イメージがあるのか。もしくは既に提携先の OTA があればご教示ください。 それ以外に有効な方法があれば提案可能か、OTA の特集ページが必須ということであれば、OTA は一定のものに限定されるという認識だが問題ないか、ご教示ください。	・現在協会が提携している OTA はありません。特集ページについて、OTA サイト内への掲載が望ましいですが、当該条件を前提とした場合、連携可能な OTA が限定され、対象市場国における利用状況を踏まえると、必ずしも効果的な連携とならない可能性がございます。 つきましては、OTA サイト内掲載と同等の効果が見込まれる、その他有効な手法がございましたら、ご提案いただくことも可能といたします。
5（9）ターゲット広告の配信	過去に活用した経験のある媒体や、現在活用している媒体があれば、効果をより高く見積もることができるためご教示ください。	・令和7年度では米国市場を中心に Meta や Crimtan を活用しています。